

第56号議案

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の 制定について

亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月21日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例

亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「31,176円」を「31,668円」に改め、同項第2号中「42,084円」を「43,152円」に改め、同項第3号中「46,764円」を「48,024円」に改め、同項第4号中「56,112円」を「62,640円」に改め、同項第5号中「62,352円」を「69,600円」に改め、同項第6号中「74,820円」を「83,520円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第7号中「81,048円」を「90,480円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第8号中「93,528円」を「104,400円」に改め、同号イ中

「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第9号中「99,756円」を「118,320円」に改め、同号ア中「4,000,000円未満」を「4,200,000円未満」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第10号中「112,224円」を「132,240円」に改め、同号ア中「4,000,000円以上6,000,000円未満」を「4,200,000円以上5,200,000円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第11号中「124,704円」を「146,160円」に改め、同号ア中「6,000,000円以上8,000,000円未満」を「5,200,000円以上6,200,000円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」を加え、同項第12号中「137,172円」を「187,920円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第11号の次に次の4号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 160,080円

ア 前年の合計所得金額が6,200,000円以上7,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を要しない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 167,040円

ア 前年の合計所得金額が7,200,000円以上8,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこ

の号の区分による額を適用されたならば保護を要しない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 174,000円

ア 前年の合計所得金額が8,500,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を要しない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は第15号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 180,960円

ア 前年の合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を要しない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,696円」を「19,836円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,696円」を「19,836円」に、「26,496円」を「29,232円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,696円」を「19,836円」に、「43,644円」を「47,676円」に改める。

第5条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の亀岡市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 第9期介護保険事業計画の実施に伴い、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を次のとおり改正すること。

区 分	現 行		改 正 後	
基 準 額	月額	5,196円	月額	5,800円
第1段階	年額	31,176円 (18,696円)	年額	31,668円 (19,836円)
第2段階		42,084円 (26,496円)		43,152円 (29,232円)
第3段階		46,764円 (43,644円)		48,024円 (47,676円)
第4段階		56,112円		62,640円
第5段階	基準額	62,352円	基準額	69,600円
第6段階		74,820円		83,520円
第7段階		81,048円		90,480円
第8段階		93,528円		104,400円
第9段階		99,756円		118,320円
第10段階		112,224円		132,240円
第11段階		124,704円		146,160円
第12段階		137,172円		160,080円
第13段階		(新規)		167,040円
第14段階		(新規)		174,000円
第15段階		(新規)		180,960円
第16段階		(新規)		187,920円

上段 第3条第1項に定める保険料

下段 (第3条第2項、第3項及び第4項に定める保険料)

2 所得段階区分の対象者を次のとおり改正すること。

所得段階	現 行	改正後
第1段階	①本人が生活保護受給者 ②本人が老齢福祉年金受給者で、住民税世帯非課税者 ③住民税世帯非課税者で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	同 左
第2段階	住民税世帯非課税者であり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の者	同 左
第3段階	住民税世帯非課税者であり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の者	同 左
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	同 左
第5段階	基準額 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の者	基準額 同 左
第6段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円未満の者	同 左
第7段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	同 左
第8段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	同 左
第9段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の者	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者
第10段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者
第11段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者
第12段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が800万円以上の者	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者
第13段階	(新規)	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が720万円以上850万円未満の者

第14段階	(新規)	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が850万円以上1,000万円未満の者
第15段階	(新規)	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者
第16段階	(新規)	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が1,500万円以上の者

3 その他所要の規定整備を図ること。

4 この条例は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の保険料から適用すること。